



茨城県報

第 9 1 9 号

平成 9 年 12 月 25 日

木 曜 日

目 次

告 示

ページ

- 森林計画の変更の概要(林政課)..... 1
- 保安林の指定の解除の予定(林業課)..... 5
- 定款変更の認可(農地管理課)..... 5
- 換地計画の決定(2件)(")..... 5
- 土地収用法による事業の認定(用地課)..... 6
- 県道路線の廃止(道路維持課)..... 6
- 土地区画整理組合の事業計画の変更の認可(都市整備課)..... 6
- 都市計画事業の認可(公園街路課)..... 7
- 指定金融機関及び収納代理金融機関の一部改正(出納第一課)..... 7
- 土地改良区役員の就退任(土地改良事務所)..... 7
- 土地改良区役員の就任(")..... 8
- 土地改良区役員の退任(2件)(")..... 9
- 土地改良区役員の住所の変更(")..... 9
- 土地改良事業の認可(2件)(")..... 10

(公 安 委 員 会)

- 緊急自動車の指定及び道路維持作業用自動車の指定..... 10

公 告

- 予防接種の業務を行う医師(保健予防課)..... 11
- 県営土地改良事業計画(3件)(農地管理課)..... 11
- 開発行為の工事完了(7件)(建築指導課)..... 12
- 道路の位置の指定(3件)(")..... 14
- 建築協定の認可(")..... 14

告 示

茨城県告示第1325号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の規定に基づき、平成5年12月24日付けで樹立した八溝多賀地域森林計画、平成6年12月28日付けで樹立した水戸那珂地域森林計画及び平成8年12月16日付けで樹立した霞ヶ浦地域森

林計画について同条第 4 項の規定に基づき、平成 9 年 12 月 19 日付けで、次のとおり変更したので、同条第 6 項の規定によりその概要を公表する。

なお、関係書類を茨城県農林水産部林政課、関係地方総合事務所及び関係市町役場において縦覧に供する。

平成 9 年 12 月 25 日

茨城県知事 橋 本 昌

地域森林計画変更計画書の概要

全国森林計画の改訂(平成 8 年 12 月 17 日閣議決定)にともない、森林の整備目標、伐採立木、造林の目標値が変更になった。なお、森林の整備目標については、人工林、天然林の区分けから人為が加えられたかどうか、その形態が単層か複層かという新たな森林区分が設定された。また、従来の森林の 5 機能区分に加え機能発揮のうえから望ましい森林資源の姿に誘導していくために「水土保全」、「森林と人との共生」、「資源の循環利用」の 3 視点が新設された。また、通常の変更計画で長伐期施業のための特定森林の整備に関する事項に新たな森林の追加(八溝多賀のみ)、林道の開設計画等の追加、保安施設に関する事項のうち保安林の指定の追加である。

なお、変更計画書は基本的に変更箇所の記載のみとし、変更以外の箇所は省略した。

1 地域森林計画の対象とする森林の区域(省略)

今回は、通常の樹立の年でないため、森林面積等の区域の見直しは行わない。

2 森林の整備に関する事項

(2) 森林の整備の目標その他森林の整備に関する基本的事項

イ 森林整備の基本方針

2 森林整備の推進方向(新項目の追加)

単位：千ha

区 分	八 溝 多 賀	水 戸 那 珂	霞 ヶ 浦
「水土保全」を重視する森林	37	3	9
「森林と人との共生」を重視する森林	17	17	30
「資源の循環利用」を重視する森林	22	7	4
計	76	27	43

ウ 森林の整備目標(区分の見直し)

八溝多賀森林計画区

単位：面積ha

H 9. 4. 1

H16. 3. 31

区 分	現 況	計画期末
育 成 単 層 林	49,848	48,560
育 成 複 層 林	329	1,368
天 然 生 林	25,719	24,374
森林蓄積 (m ³ /ha)	186	217
林道整備率 (%)	71	99

水戸那珂森林計画区

単位：面積ha

H 9 . 4 . 1

H17. 3 . 31

区 分	現 況	計画期末
育成単層林	13,847	13,391
育成複層林	568	1,015
天然生林	12,276	11,206
森林蓄積 (m ³ /ha)	123	142
林道整備率 (%)	80	99

霞ヶ浦森林計画区

単位：面積ha

H 9 . 4 . 1

H19. 3 . 31

区 分	現 況	計画期末
育成単層林	22,587	20,698
育成複層林	1,201	2,455
天然生林	19,108	16,311
森林蓄積 (m ³ /ha)	134	149
林道整備率 (%)	77	88

3 立木竹の伐採に関する事項

(1) 伐採立木材積

単位 材積：千m³

区 分	総 数			主 伐			間 伐	
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹
八溝多賀	1,254	1,110	144	745	601	144	509	509
水戸那珂	344	293	51	212	161	51	132	132
霞ヶ浦	240	189	51	211	160	51	29	29

4 造林に関する事項

(1) 人工造林，天然更新別の造林面積

単位：ha

区 分	人工造林	天然更新
八溝多賀	1,670	840
水戸那珂	729	350
霞ヶ浦	930	500

(5) その他必要な事項

ア 育成複層林施業導入面積 (新項目の追加)

単位：ha

	八溝多賀	水戸那珂	霞ヶ浦
今回計画	1,045	470	1,350

5 間伐及び保育に関する事項 (省略)

6 特定施業森林の整備に関する事項 (前回の計画に追加)

(1) 複層林施業又は長伐期施業を推進すべき森林の区域及び施業の方法

ア 区域 (追加)

八溝多賀森林計画

単位 : ha

区 分	面 積	備 考
北茨城市	245.82	長伐期施業
高萩市	24.15	〃
大子町	2.34	〃
計	272.31	

水戸那珂, 霞ヶ浦各森林計画区とも該当なし

7 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項 (前回の計画に追加)

(1) 開設又は拡張すべき林道の種類別, 箇所別の数量等

単位 : km及び箇所

区 分	開 設	舗 装	改 良
八溝多賀	12.3	7.3	15
水戸那珂	5.3	—	—
霞ヶ浦	—	4.6	3

8 森林施業の合理化に関する事項 (省略)

9 森林の土地の保全に関する事項 (省略)

10 保安施設に関する事項

(1) 保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別, 所在別の面積

(前回の計画に保安林の指定を追加)

単位 : ha

区 分	八溝多賀	水戸那珂	霞ヶ浦
水源かん養保安林	358	100	—
土砂流出防備保安林	138	20	—
土砂崩壊防備保安林	21	7	—
干害防備保安林	30	30	—
飛砂防備保安林	—	—	11
保健保安林	154	—	14
計	701	157	25

11 特定保安林の整備に関する事項 (省略)

12 森林の保健機能の増進に関する事項 (省略)

13 その他必要な事項 (省略)



茨城県告示第1326号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成 9 年 12 月 25 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 解除を予定している保安林の所在場所
鹿島郡波崎町大字矢田部字十町歩12971番21
- 2 指定された目的
飛砂の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

茨城県告示第1327号

平成 9 年 11 月 17 日付けで、本新土地改良区から申請があった定款変更を、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により平成 9 年 12 月 17 日認可した。

平成 9 年 12 月 25 日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第1328号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の 2 第 1 項の規定により県営土地改良事業岩井北部地区第 1 換地区に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成 9 年 12 月 25 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 2 縦 覧 期 間
平成 9 年 12 月 26 日から平成 10 年 1 月 30 日まで
- 3 縦 覧 の 場 所
岩井市役所

茨城県告示第1329号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の 2 第 1 項の規定により県営ほ場整備事業馬掛地区（全換地区）に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成 9 年 12 月 25 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 2 縦 覧 期 間
平成 9 年 12 月 26 日から平成 10 年 1 月 30 日まで

3 縦 覧 の 場 所

美浦村役場



茨城県告示第1330号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成9年12月25日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 起業者の名称 下妻市
- 2 事業の種類 下妻市立図書館建設事業
- 3 起 業 地

(1) 収用の部分

茨城県下妻市大字砂沼新田字大貝地内

(2) 使用の部分

なし

4 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

下妻市役所



茨城県告示第1331号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の県道の路線を廃止する。

その関係図面は、平成9年12月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成9年12月25日

茨城県知事 橋 本 昌

整理番号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点	
348	真壁停車場線	真壁郡真壁町大字古城	
		真壁郡真壁町大字古城	



茨城県告示第1332号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、日立市折笠土地区画整理組合の事業計画の変更については、次のとおり認可したので同条第4項の規定により告示する。

平成9年12月25日

茨城県知事 橋 本 昌

1 事業計画を変更する組合

組 合 の 名 称 日立市折笠土地区画整理組合

事 務 所 の 所 在 地 日立市助川町1丁目1番1号

施 行 地 区 日立市折笠町字七長田，字赤坂，字遠下，字大作，字天神前，字高野内，字上新旗の各一部

日立市川尻町字山神下，字天神谷の各一部

施 行 期 間 自 平成 5 年 3 月 4 日
至 平成 13 年 3 月 31 日

設立認可の年月日 平成 5 年 3 月 4 日

2 変更認可の年月日 平成 9 年 12 月 25 日

茨城県告示第1333号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定により、次のように告示する。

平成 9 年 12 月 25 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 施行者の名称

取手市

2 都市計画事業の種類及び名称

取手都市計画道路事業

3・5・20号 取手東口台宿線

3 事業施行期間

平成 9 年 12 月 25 日から

平成 14 年 3 月 31 日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

茨城県取手市取手三丁目地内

(2) 使用の部分

なし

茨城県告示第1334号

昭和56年4月1日茨城県告示第486号の3で告示した地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第1項に規定する指定金融機関及び同条第4項に規定する収納代理金融機関の一部を次のように改正し、平成10年2月1日より施行する。

平成 9 年 12 月 25 日

茨城県知事 橋 本 昌

別表第2 収納代理金融機関 1 県内に本店（本所）が所在し、県内の全ての店舗で収納の事務を取り扱う金融機関の表中

「 | 那珂湊漁業協同組合 | ひたちなか市和田町3丁目11番11号 | 」を削る。

茨城県告示第1335号

つくば市大字大曾根3249番地1に事務所をおくつくば市山下土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届け出があったので、同法第18条第17項の規定により公告する。

平成 9 年 12 月 25 日

茨城県土浦土地改良事務所長 吾 妻 輝 一

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
つくば市大字上郷4911番地	理 事	中 野 和 男	
” ” 4371番地	”	草 間 栄 市	理 事 長
” ” 7031番地	”	石 浜 忠 勇	
” ” 6061番地	”	土 田 一 恵	
” ” 4550番地 3	”	雨 田 八 十 一	
” ” 7131番地	”	鶴 見 重 雄	
” ” 7582番地	”	中 山 幸 一	
” ” 4473番地 1	”	久 保 田 弥 一	
” ” 3321番地	”	中 山 金 造	会 計
” ” 6262番地 2	”	飯 島 徳 三 郎	
” ” 6871番地 1	”	草 間 竹 夫	
” ” 6290番地	監 事	立 川 俊 一	
” ” 6502番地 2	”	土 田 誠 治	総 括 監 事
” ” 7015番地 2	”	岩 田 利 市	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
つくば市大字上郷4911番地	理 事	中 野 和 男	
” ” 6061番地	”	土 田 一 恵	理 事 長
” ” 5516番地	”	岩 田 章	会 計
” ” 4473番地 1	”	久 保 田 弥 一	
” ” 4550番地 3	”	雨 田 八 十 一	
” ” 3820番地	”	坪 井 利 友	
” ” 6871番地 1	”	草 間 竹 夫	
” ” 7131番地	”	鶴 見 重 雄	
” ” 7582番地	”	中 山 幸 一	
” ” 6221番地	”	飯 島 正 巳	
” ” 3560番地	”	中 山 幸 男	
” ” 6290番地	監 事	立 川 俊 一	
” ” 7015番地 2	”	岩 田 利 市	
” ” 6502番地 2	”	土 田 誠 治	総 括 監 事

茨城県告示第1336号

岩井市辺田1141番地の3に事務所をおく便無山下土地改良区から次のとおり役員が就任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公示する。

平成 9 年 12 月 25 日

茨城県境土地改良事務所長 石 井 哲 雄

1 就任役員氏名及び住所等

住 所	職 名	氏 名	摘 要
岩井市大字猫実新田61番地	監 事	山 崎 紀 夫	

茨城県告示第1337号

真壁郡協和町大字門井1962番地の2に事務所を置く小栗用水土地改良区から次のとおり役員が退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規程により届出があったので、同条第17項の規定により公示する。

平成9年12月25日

茨城県下館土地改良事務所長 田 村 勝 治

退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
真壁郡協和町大字小栗1906番地	理 事	中 野 耕 作	

茨城県告示第1338号

ひたちなか市大字馬渡1270番地に事務所を置く馬渡土地改良区から次のとおり役員が退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公示する。

平成9年12月25日

茨城県水戸土地改良事務所長 中 島 正 隆

退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
ひたちなか市大字馬渡1270番地	理 事	高 安 常 義	

茨城県告示第1339号

行方郡北浦町山田2564番地の10に事務所を置く要土地改良区から次のとおり役員の住所変更があった旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公示する。

平成9年12月25日

茨城県鉾田土地改良事務所長 平 倉 孝 裕

1 変更前

住 所	職 名	氏 名	摘 要
行方郡北浦町南高岡124番地	理 事	金 田 昭 一	

2 変更後

住 所	職 名	氏 名	摘 要
行方郡北浦町南高岡416番地の1	理 事	金 田 昭 一	

茨城県告示第1340号

平成 9 年 8 月 1 日付けで下妻市長山中博から認可申請のあった長島地区土地改良事業については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 2 第 5 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により、平成 9 年 12 月 5 日認可した。

平成 9 年 12 月 25 日

茨城県下館土地改良事務所長 田 村 勝 治

茨城県告示第1341号

平成 9 年 8 月 1 日付けで下妻市長山中博から認可申請のあった兎田地区土地改良事業については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 2 第 5 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により、平成 9 年 12 月 5 日認可した。

平成 9 年 12 月 25 日

茨城県下館土地改良事務所長 田 村 勝 治

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会告示第35号

道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号）第 13 条第 1 項の規定により、緊急自動車の指定及び道路維持作業用自動車の指定を行ったので公示する。

平成 9 年 12 月 25 日

茨城県公安委員会委員長 加 藤 啓 進

1 緊急自動車の指定

指定番号	自動車登録番号	車名・年式	用 途	所有者・使用者氏名
3 4 6 2	水戸59 む2790	ホンダ 9年式	警 察 責 務 遂 行 用	茨 城 県 警 察 本 部
3 4 6 3	水戸88 に6176	トヨタ 9年式	消 防 用 (指 令 車)	鹿行地方広域市町村圏事務組合消防本部
3 4 6 4	水戸33 も9473	ミツビシ9年式	警 察 責 務 遂 行 用	茨 城 県 警 察 本 部
3 4 6 5	水戸88 せ6226	トヨタ 9年式	消 防 用 (指 令 車)	鹿行地方広域市町村圏事務組合消防本部
3 4 6 6	水戸88 せ6227	” ”	”	”
3 4 6 7	水戸33 も9650	マツダ 9年式	警 察 責 務 遂 行 用	茨 城 県 警 察 本 部
3 4 6 8	水戸33 も9663	トヨタ 9年式	”	”
3 4 6 9	土浦33 ら・279	” ”	”	”
3 4 7 0	水戸33 も9664	” ”	”	”
3 4 7 1	土浦33 ら・280	” ”	”	”
3 4 7 2	土浦33 ら・281	” ”	”	”

指定番号	自動車登録番号	車名・年式	用 途	所有者・使用者氏名
3 4 7 3	土浦88 せ5520	ニッサン9年式	消 防 用 (査 察 車)	新治地方広域事務組合 消 防 本 部

2 道路維持作業用自動車の指定

指定番号	自動車登録番号	車名・年式	用 途	所有者・使用者氏名
3 4 7 5	土浦88 せ5510	トヨタ 9年式	道 路 維 持 作 業 用	筑波新都市開発㈱(茨城県)
3 4 7 6	土浦88 せ5510	” ”	”	” (つくば市)

公 告

◎予防接種の業務を行う医師

茨城県下全市町村が予防接種法(昭和23年法律第68号)第3条又は第6条により行う予防接種については、当該市町村長が自ら設ける場所において実施するほか、次に掲げる医師が次に掲げる場所等で当該業務を行うので、予防接種法施行規則(昭和23年厚生省令第36号)第3条第3項の規定に基づき、公告する。

平成9年12月25日

茨城県知事 橋 本 昌

保 健 所 名	医 師 名	病 院 名 等	所 在 地
土 浦	染 谷 林	染谷小児科	土浦市大和町9-2

◎県営土地改良事業計画

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、県営南指原地区土地改良事業(農業用排水)につき計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成9年12月25日

茨城県知事 橋 本 昌

1 縦覧に供する書類

県営南指原地区土地改良事業計画書(農業用排水)写し

2 縦 覧 期 間

平成9年12月26日から平成10年1月30日まで

3 縦 覧 場 所

笠間市役所

◎県営土地改良事業計画

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、県営南指原地区土地改良事業(ほ場整備)につき計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成 9 年 12 月 25 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 縦覧に供する書類

県営南指原地区土地改良事業計画書（ほ場整備）写し

2 縦覧期間

平成 9 年 12 月 26 日から平成 10 年 1 月 30 日まで

3 縦覧場所

笠間市役所

◎県営土地改良事業計画

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営南指原地区土地改良事業（農道整備）につき計画を定めたので、計画書類を次のとおり縦覧に供する。

平成 9 年 12 月 25 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 縦覧に供する書類

県営南指原地区土地改良事業計画書（農道整備）写し

2 縦覧期間

平成 9 年 12 月 26 日から平成 10 年 1 月 30 日まで

3 縦覧場所

笠間市役所

◎開発行為の工事完了

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により公告する。

平成 9 年 12 月 25 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

西茨城郡岩瀬町友部字谷中 786 番、787 番、788 番、791 番、792 番、793 番、794 番 1、795 番 2、798 番 1、799 番 1、800 番、801 番 2、804 番 1、805 番、806 番 2、810 番 2、811 番、812 番 1、813 番 1、814 番 1、字木曾 868 番 1 の一部、870 番、871 番、872 番、873 番、874 番、875 番 1、875 番 2

2 事業主の住所及び氏名

群馬県高崎市高関町 380 番地

株式会社 カインズ

代表取締役 土 屋 嘉 雄

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂郡那珂町豊喰字新地 730 番 3、同番 5、731 番、732 番

2 事業主の住所及び氏名

那珂郡那珂町大字豊喰 36 番地

上 金 淳 一

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる区域の名称

鹿島郡波崎町字海老台一番割7815番2の一部

2 事業主の住所及び氏名

鹿島郡波崎町7433

宗教法人 光明院

代表役員 千 葉 全 光



1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる区域の名称

鹿嶋市大字長栖字蒲地1879番166

2 事業主の住所及び氏名

東京都中央区京橋3丁目1番1号

大陽東洋酸素株式会社 東京支社

取締役支社長 伊 東 和 彌



1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

石岡市杉並4丁目13895番3

2 事業主の住所及び氏名

新治郡千代田町上稲吉1740番3

船 見 修



1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

北相馬郡藤代町大字小浮気字新田563番から同所566番まで、同所567番1、同所同番2、同所568番1、同所同番2、同所569番から同所571番まで、同所572番1、同所576番1、同所577番1、同所578番1、同所579番1、同所580番1、同所581番から同所585番まで、同所586番1から同所同番2、同所589番、同所590番1、同所591番1、同所同番3から同所同番4まで、同所592番2、同所593番2、同所596番1、同所597番1、同所600番、同所608番1

2 事業主の住所及び氏名

つくば市竹園1丁目8番11号

株式会社 ジョイパック

代表取締役 金 記 正



◎開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）付則第4項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法付則第5項において準用する同法第36条第3項の規定により公告する。

平成9年12月25日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる区域の名称

行方郡玉造町字川向甲971番、甲972番、甲973番1、甲974番1

2 事業主の住所及び氏名

行方郡麻生町大字新宮745番地

藤 崎 栄

◎道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年，法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路を次のとおり指定した。

平成 9 年 12 月 25 日

茨城県知事 橋 本 昌

指定する 道路の 指定番号	指定年月日	申 請 者		道路の位置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
鹿総建指指令 第 450 号	平成 9 年 12 月 12 日	株式会社 ミツワ産業 代表取締役 日向寺 守	鹿嶋市大字大小志崎 789-3	鹿嶋市大字大小志崎 字砂子山661番1	メートル 5.00	メートル 26.35

指定する 道路の 指定番号	指定年月日	申 請 者		道路の位置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
鹿総建指指令 第 451 号	平成 9 年 12 月 12 日	野口 幸治	神栖町神栖4-7-27	神栖町大字深芝字権現 664番2	メートル 4.20	メートル 34.90

指定する 道路の 指定番号	指定年月日	申 請 者		道路の位置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
鹿総建指指令 第 453 号	平成 9 年 12 月 15 日	株式会社 キョーエイ ランド 代表取締役 藤崎 保男	東京都渋谷区代々木 1丁目30番5号	鹿嶋市大字荒野字峰山 765番16	メートル 4.20	メートル 33.64

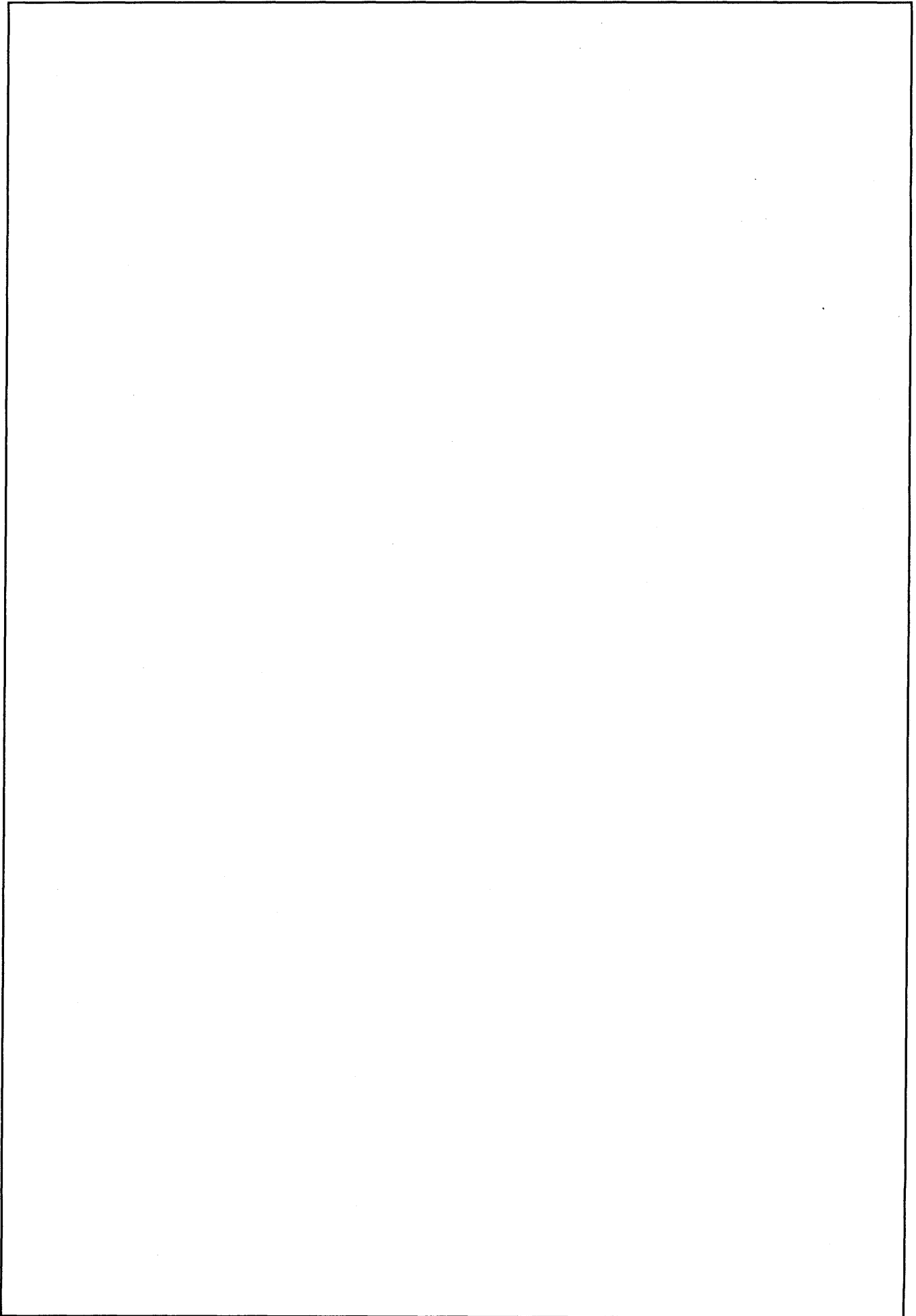
◎建築協定の認可

建築基準法（昭和25年法律第201号）第76条の3第4項において準用する同法第73条第1項により建築協定の認可をしたので，同法第76条の3第4項において準用する同法第73条第2項により次のとおり公告する。

平成 9 年 12 月 25 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 申 請 人 東京都千代田区内幸町1丁目3番6号
日本新都市開発株式会社
代表取締役 小林 浩
- 2 建 築 協 定 の 名 称 阿見町南平台第5地区建築協定
- 3 建 築 協 定 区 域 の 位 置 及 び 面 積 茨城県稲敷郡阿見町南平台3丁目20番1外
28,886.01平方メートル
- 4 建 築 協 定 の 内 容 阿見町役場において縦覧に供する。
- 6 認 可 年 月 日 平成 9 年 12 月 17 日



毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
(休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (221) 8111 (代)